

東基連衛生管理者協議会 令和7年度第2回研修会開催報告

東基連衛生管理者協議会(会長：神津進〔HOYA株式会社 環境・安全衛生部〕)の令和7年度第2回研修会を、令和8年3月2日(月)に開催し、会員117名にご参加いただきました。

本研修会は、東基連・中労基協ビル4階ホールでの会場参加(40名)と、Web会議システムによる参加(77名)を併用したハイブリッド形式で実施しました。

研修は冒頭に神津会長から挨拶を申し上げた後、以下の構成で行いました。

- ・第1部：最近の労働衛生行政の動向
- ・第2部：衛生管理者の役割と職場巡視
- ・第3部：グループワーク



グループワーク風景

第1部 最近の労働衛生行政の動向

東京労働局労働基準部健康課健康課長 木村恭己様より、以下の7点についてご説明いただきました。

1. 労働災害発生状況
2. 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会等について
3. 事業場におけるストレスチェックの実施について
4. 治療と就業の両立支援指針について
5. 職場における熱中症予防対策について



木村健康課長



神津会長

◆東基連衛生管理者協議会令和7年度第2回研修会開催報告	1	◆第42回安全衛生標語募集要領	9
◆第85回全国産業安全衛生大会	7	◆メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について(調査の概要)	11
◆職場の「熱中症」を防ごう!	8	◆女性活躍推進セミナー2025開催	20

近年の労働災害の増加要因

➤ 労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、**労働災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因**は、以下のようなものである。

【高齢化による影響】

- **60歳以上の労働者数が増加**
⇒ H30年：1,022万人 → R6年：1,171万人 / H30年比：14.6%増。
- **上記以上に60歳以上の死傷者数が増加**
⇒ H30年：33,246人 → R6年：40,654人 / H30年比：22.3%増。

【第三次産業化による影響】

- **第三次産業で働く労働者の増加**（社会福祉施設では、介護需要の増加に対応できず「人材不足」の状況）
 - **安全衛生意識が必ずしも十分に醸成されていないと考えられる業種での災害の増加**
⇒ R6年(H30年比)：小売業10.3%増、社会福祉施設46.5%増、飲食店17.8%増
 - **転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する災害の増加**
⇒ R6年(H30年比)：小売業、社会福祉施設、飲食店の合計で、**転倒は25.8%増、動作の反動・無理な動作（腰痛等）は44.9%増**

ご説明資料

6. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要等

7. 令和8年度の健康確保対策に係る取組

1. 労働災害発生状況

令和6年度の全国における労働災害による死亡者数は746名であり、過去に6,712名を記録した昭和36年、労働安全衛生法が施行された昭和47年の5,631名を経て、長期的には減少傾向にあります。一方、死傷者数は135,718名で、4年連続で増加しています。近年の労働災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因として、高齢化の影響および第三次産業化の影響が挙げられます。

2. 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会等について

女性特有の健康課題への対応として、一般健康診断の間診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが検討されています。また、健診機関及び事業場における望ましい対応を記したマニュアルが公表されています(令和8年1月)。

さらに、一般健診の法定健診項目として血清クレアチニン検査の追加、喀痰検査の削除が検討されています。また、一般健康診断間診票を活用した歯科受診勧奨について、関係団体に一層の推進への協力を依頼しています。

3. ストレスチェックの実施について

平成27年12月にストレスチェック制度が導入されてから10年となりますが、メンタルヘルス対策の取組強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務付けられました。

小規模事業場が円滑に制度改正へ対応できるよう、「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が令和8年2月に厚生労働省ホームページへ公開されました。また、医師による面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充等の支援策も講じていくとされています。

4. 治療と就業の両立支援指針について

何らかの疾患で通院している就業者は全体の約4割を超え、疾病を理由に退職した者の4人に1人が最初の治療が開始されるまでに退職している状況が示されました。取組が十分でない現状を踏まえ、「治療と就

業の両立支援指針」が公表され、令和8年4月に努力義務化となります。

5. 職場における熱中症予防対策について

全国の職場における熱中症による死傷者数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和6年は1,257名(前年比151名増)でした。令和2年～令和5年の死亡者計103名の内訳では、「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものが100件を占めていました。東京労働局管内における令和6年の死傷者数は106名で、過去2番目に多い人数でした。

こうした状況を受け、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が発令されました。

【改正の趣旨】

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、早期発見・迅速かつ適切な対処が可能となるよう、事業者に対し以下を義務付ける。

- 早期発見のための体制整備
- 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 関係作業員への周知

【改正の概要】

以下(1)(2)を事業者により義務付け。

(1)熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際、

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」
- 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

が報告するための体制(連絡先・担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に周知すること。

※WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間超行われることが見込まれる作業。

(2)熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、

- 作業からの離脱
- 身体のコールド
- 必要に応じた医師の診察・処置
- 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地

など、症状悪化を防止するための措置内容と実施手順を事業場ごとに定め、関係作業員に周知すること。

【公布日・施行日】

- 公布日：令和7年4月15日
- 施行日：令和7年6月1日

また、職場における熱中症防止対策に係る検討会では、以下の点が議論されている旨の説明がありました。

- 改正省令の認識・対策は広がりつつある一方、発災事業場では遵守状況が低い傾向があり、措置の徹底が必要。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」等を基に、エビデンスに基づく修正を行い、改正省令の内容を反映したガイドラインを策定し周知する。
- 「エイジフレンドリー補助金」について、より効果的な支援のため補助対象者・補助対象製品の改善点を検討する。
- なお、身体冷却機能を有する服は製品ごとに性能に差異があるため、性能・効果を客観的に評価する方法を検討する。

6. 改正法の概要等

以下の5点について改正・施行予定(一部施行済み)である旨の説明がありました。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
4. 機械等による労働災害の防止の促進等
5. 高齢者の労働災害防止の推進

特に3に関連して、本年度で2年目となる化学物質管理強調月間では、一般産業向けと建設業向けに計2回、取組に関する説明会を開催していること、第3次産業では化学物質の使用・管理に関するさらなる意識醸成が必要であることが共有されました。

また、SDS電子化補助金については、令和8年度はケミガイドのお知らせ欄で随時公表予定である旨の説明がありました。

7. 令和8年度健康確保対策に係る取組

以下の9点について取り組む予定である旨の説明がありました。

1. 第14次東京労働局労働災害防止計画(健康分野)の推進
2. 改正労働安全衛生法等の円滑な施行
3. 過労死等労災請求事案(精神障害)による健康障害防止対策の推進
4. ストレスチェックの実施を含むメンタルヘルス対策の推進
5. 化学物質による健康障害防止対策の推進と自律的管理制度の普及
6. 熱中症対策の推進
7. 治療と就業の両立支援の周知啓発
8. 石綿による健康障害防止対策の推進
9. 腰痛対策の推進

第2部 衛生管理者の役割と職場巡視

労働衛生コンサルタントの椎野恭司様より、衛生管理者の役割と職場巡視についてご説明いただきました。

1. 衛生管理者の役割

安全衛生管理は会社のリスクマネジメントであり、発生し得る事態を想定し、事前に対策することが必要である旨の説明がありました。また、以下5点の視点を持って安全衛生管理を推進することで、法令遵守にとどまらず、組織防衛や組織活性化につながることを示されました。

- 健全な労働力の確保
- コンプライアンス
- 損害賠償請求の防止
- 顧客・人材の確保
- 取引要件化への動き

さらに、安全衛生管理活動を推進する際、日本人はリスクに対して以下のような特性を持つため注意が必要であるとの説明がありました。

- よくない結果が起きるのは運が悪いだけと考える
- 人の安全行動を過信している
- 人の能力に頼りすぎる



椎野労働衛生
コンサルタント

- 自分だけは大丈夫と考える
- 周囲の行動に合わせる
- 対策をするときは徹底的にやる
- 設備対策をコストと考える

これらを踏まえ、衛生管理者には、関係者(所属部門責任者・職場責任者・従業員・産業保健職)の連携を図り、安全衛生活動を推進することが求められるとのことでした。

2. 職場巡視

衛生管理者の職場巡視は安衛則第11条に定められ

ており、通達では「『作業場等を巡視する』とは、すべての作業場及び休憩所、食堂、炊事場、便所等の保健施設を巡視することをいう」とされています。漏れのない巡視のため、計画を立てて実施することが重要である旨が示されました。

また、安衛法で定められた職場巡視には、衛生管理者のほか、安全管理者・産業医、建設業関係における統括安全衛生責任者・店社安全衛生管理者等にも義務があり、それぞれの立場・専門性を生かし安全衛生意識を高める必要があること、衛生管理者にはコーディネーターとして役割分担・連携を考えることが求められる旨の説明がありました。

職場巡視のポイントは以下のとおりです。

【事前準備】

- 計画を作成する
- チェックリストを作成する
- 対象職場の情報を収集する
- 必要な道具を用意する

【実施】

- テーマを絞る
- 巡視者の安全を確保する
- チームで行う(メンバーの専門性を活用する)
- 作業者との対話を有効にする(作業者の声を持ち帰る)
- 「もし労働者にこのような作業方法をとらせたらこんな怪我をするのではないか」という視点で、人とハザードの接点を探す
- 改善提案だけでなく、良い点を見つけて伝える
- 人間関係、働き方、化学物質など衛生面の視点でも確認する

【事後措置】

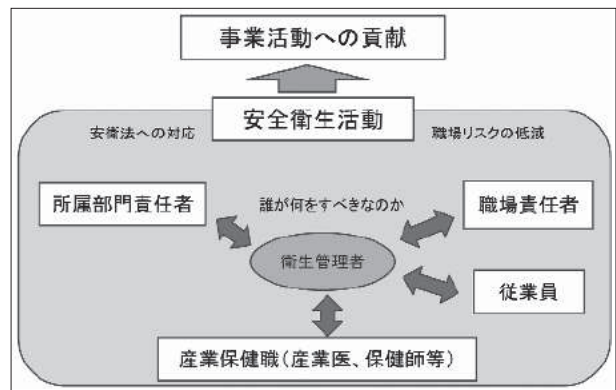
- 記録を作成する(チェックリスト、指摘事項一覧、写真等)
- リスクを評価する(問題点の見える化)
- 指摘への対応(安全衛生委員会等を活用し改善を促す)

最終的には「職場を良くする」ため、指摘事項への対応を職場と一緒に考えていくことが大切である旨が示されました。

3. その他の活動

【安全衛生委員会】

- 事務局の報告のみで終了するケースや出席率の低さが課題になりやすい。
- 対策として、分科会・専門部会の設置、委員によるパトロール、他事業場の好事例紹介等が有効。



ご説明資料

【産業保健スタッフとの連携】

- ・衛生管理者は会社の窓口として、産業医・保健師・看護師等に会社の情報や要望を明確に伝えることが重要。

第3部 会場参加者によるグループワーク

以下のテーマで、計5グループに分かれてグループワークを実施しました。

- ・「事務所業務における職場巡視の視点」：2グループ
- ・「有害業務における職場巡視の視点」：2グループ
- ・「衛生管理者としての困り事・悩み事」：1グループ

日々の業務で困っていることや自職場における取組などについて、活発な意見交換が行われました。



グループワーク発表

次回開催予定・入会案内

今回の研修会は、令和8年10月2日(金)午後の開催を予定しております。東基連衛生管理者協議会会員には、令和8年9月上旬にご案内を送付致します。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

また、東基連衛生管理者協議会への入会をご希望の方は、東基連ホームページトップページの「東基連衛生管理者協議会入会のご案内」をご参照ください。

旬の労働関係情報を さらに割引した価格で提供

水町ゼミの視聴者を募集中(全基連)

旬の情報をいち早く

当協会が正会員となっている公益社団法人全国労働基準関係団体連合会では、労働関係の旬の情報を低価格で提供する「水町ゼミ」を、株式会社日本法令と提携して開講するとして、受講者(視聴者)の募集を開始しました。

水町勇一郎早稲田大学教授が、令和8年4月～令和9年3月の毎月第3水曜日の18:30～20:00を目途に計12回、労働関係の法改正、政策・裁判例など「旬」の話題についてオンライン配信により解説します。また、参加者からの質問にもリアルタイムで答えます。なお、オンデマンド配信(1か月間)にも対応します。

割引価格が適用

お申込みの際に、「申込み区分」の「全基連・県労働基準協会」をお選びいただくと、一般4,400円/月(税込)のところ、2,970円/月(税込)の割引価格が適用されます

(1) WEBサイトからのお申し込みはこちら(外部サイト=株式会社日本法令のサイト=に移動します)

※「申込ページ」において「ご入会を希望する研究会をお選びください。」欄の上から3番目の選択肢を選んでお申込みください。【▶ 遷移用 QR コード】

(2) メールでのお申込みはこちら → kenkyukai@horei.co.jp



水町ゼミの
概要ページ

水町ゼミの
申込ページ

第85回

全国産業安全衛生大会



大
地
に
み
な
ぎ
る
安
全
・
健
康
決
意
の
力

全国産業安全衛生大会は、
 全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、
 企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。
 産業現場での安全と健康の確保を旨とする安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

令和8年

開催期間

9月16日(水) → 18日(金)

会場

北海道立総合体育センター (北海きたえーる)
 札幌コンベンションセンター ほか (北海道札幌市)

同時開催

緑十字展2026 札幌市スポーツ交流施設 (つどいせ)



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人北海道労働基準協会連合会 協賛：各都道府県労働基準連合会(県協会)ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association



中災防HP



大会 @jishatagyon

本格的な夏を迎える前から

職場の「熱中症」を防ごう！

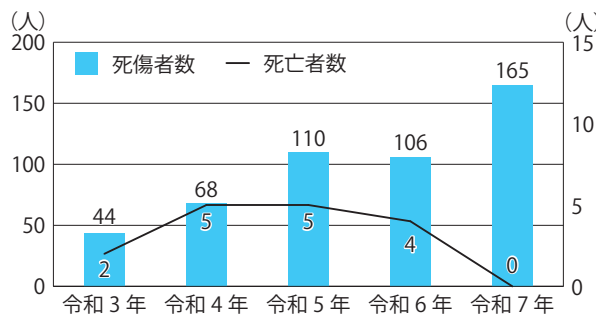
4月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の準備期間です

東京労働局 労働基準部 健康課

令和7年の東京労働局管内における熱中症による休業4日以上¹の死傷者数は165人と、統計開始以降最多となっています(令和8年1月末日現在速報値)。

熱中症予防については、正しい知識と適切な対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。

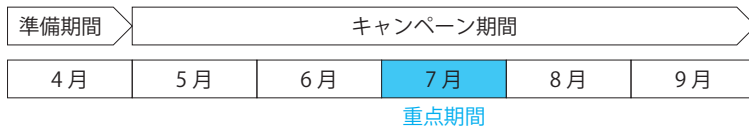
令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多！



熱中症による死傷者数の推移

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

- 4月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(5月～9月)の準備期間です。早い時期から各事業場で熱中症予防対策の準備を進めましょう。



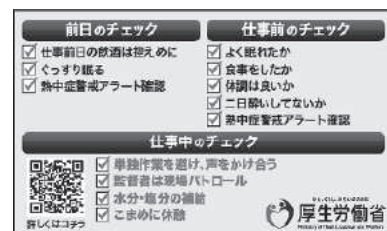
職場における熱中症予防情報

準備期間中に実施する事項

- 暑さ指数(WBGT 値)の把握の準備
- 作業計画の策定
- 設備対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装の検討
- 教育研修の実施
- 労働衛生管理体制の確立
- 緊急時の対応の事前確認

ロゴマークシールと応急手当カードを活用しましょう

- 都内の各労働基準監督署の窓口等で「Cool work TOKYO」ロゴマークシールと応急手当カードを配布しています。



第42回安全衛生標語募集要領

中央労働災害防止協会(中災防)では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける「安全衛生標語」(令和9年年間標語、令和8年度年末年始無災害運動標語)を募集します。

標語の種類

A 令和9年 年間標語

(実施期間 令和9年1月～12月)

趣旨 労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするもの。

B 令和8年度 年末年始無災害運動標語

(運動期間 令和8年12月1日～令和9年1月15日)

趣旨 何かと慌ただしい年末年始を無災害で過ごし、働く人すべてが新年の幕開けを明るく笑顔で迎えられるよう、労働災害防止の重要性について訴えるもの。

(A)、(B)ともに働く人が唱和しやすく、簡明かつ親しみ

やすい字配りにご配慮ください。最大でもおおむね35音までが、読みやすく言いやすい音数の目安となります。

例)「年末年始」は7音



入賞

入選 各1点 (表彰状および副賞賞金3万円)

佳作 各3点以内 (表彰状および副賞賞金1万円)

中学生以下の応募者の作品が入賞した場合には、副賞賞金に代えて賞金額相当の図書カードを授与します。

応募方法

Webサイト上の応募フォームによる応募

中災防 Web サイトにある安全衛生標語応募フォームよりご応募ください。

応募フォームは、①年間標語(1名分応募)、②年間標語(複数名分一括応募)、③年末年始無災害運動標語(1名分応募)、④年末年始無災害運動標語(複数名分一括応募)、の4種類があります。標語の種類と人数に合った応募フォームよりご応募ください。

なお、標語の種類ごとに作者一人につき最大3作品まで応募できます。4作品以上の応募、また応募内容に不備があるもの、はがき、ファックス、メールによる応募は無効となりますのでご了承ください。

応募上の注意

① 応募作品は作者(人)が考えたオリジナルで未発表の作品に限ります。未発表の作品とは、これまで不特

定多数の人の目に触れる形(Web サイトや SNS での掲載を含みます)で発表されたことのないものを指します。他の募集との二重応募や、既に公表・使用された標語と同一または類似とみなされた場合、生成 AI の使用が確認された場合、結果発表後でも入賞を取り消すこととします。

- ② 同一の応募作品が複数あり、その作品が入賞した場合、抽選で1名を入賞とします。
- ③ 入賞作品決定に当たって、応募者の承諾のもと、加筆・修正することがあります。
- ④ 応募作品に関連して、第三者とのトラブルが生じた場合、すべて応募者の責任において対処し、当協会は一切責任を負いません。
- ⑤ 選考基準、選考結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ⑥ 応募者は作品を応募した時点で募集要領に同意したものとします。
- ⑦ 応募された作品の変更や取り下げはできません。

応募締め切り 令和8年4月22日(水)17時

選考・発表・表彰等

選考は、中災防内に安全衛生標語選考委員会を設け審査を行い、7月末までに入賞者に通知いたします。また、8月に中災防 Web サイト(下記参照)および月刊誌「安全と健康」、「安全衛生のひろば」各9月号にて発表を予定しています(入賞者の氏名および所属(応募フォームに記入されている場合)も公表させていただきます)。

著作権・入選作品の活用等

入賞作品に係る著作権は、すべて中災防に属するものとします。

また、入賞者は著作権者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

両標語の入選作品は、中災防の各種普及啓発資料等に使用するほか、中災防が制作する普及啓発用リーフレット、ポスター等の図書・用品に使用いたします。

個人情報保護について

この標語募集によって中災防が取得することとなる応募者に係る個人情報については、当協会が責任をもって保管し、本事業の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)に利用させていただきます。希望される方には、当協会が行う各種セミナー、出版する図書等、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報等をご案内することがあります。

問い合わせ先

中央労働災害防止協会 総務部広報課 安全衛生標語募集係

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL 03-3452-6449 E-mail koho@jisha.or.jp

URL <https://www.jisha.or.jp/>

メンタルヘルス対策等自主点検 実施結果について(調査の概要)

東京労働局 労働基準部 健康課

東京労働局では、職場におけるメンタルヘルス対策等の自主的な取組を促すため、以下により「メンタルヘルス対策等自主点検」を実施しました。

1 目的

第14次東京労働局労働災害防止計画^(※1)の「労働者の健康確保対策の推進」の項目に定められているアウトプット指標^(※2)の状況を把握するため、また、各事業場の自主的な取組を促すため、管内の事業場に対して自主点検を実施したものの。

2 自主点検対象事業場

(1) 自主点検対象事業場

東京労働局管内の常時使用する労働者10人以上の事業場から3,500事業場を抽出。(このうち、事業場廃止・移転等を除き3,269事業場対象)

(2) 回答事業場

回答事業場955事業場について分析を行いました。(有効回答率29.2%)(令和6年度は回答事業場579事業場、有効回答率20.0%)

3 実施期間

令和7年9月30日から令和7年10月31日まで

※1 第14次東京労働局労働災害防止計画

令和5年に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画(全国計画)」を踏まえ、管内の労働災害の更なる減少に向けて、2023年度から5か年にわたり重点的に取り組む事項を定めたもの。

本計画では、計画期間中に、死亡災害及び休業4日以上死傷災害を5%以上減少させることを基本目標とし、事業場が取り組むべきアウトプット指標及び同指標に定める項目を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として設定している。

※2 アウトプット指標(「労働者の健康確保対策の推進」の項目に定めているもの)

- (1)メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- (2)50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- (3)必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

4 自主点検実施結果(アウトプット指標の状況)について

アウトプット指標	令和7年度	令和6年度	令和5年度
①メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上	91.9%	91.7%	89.4%
②50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上	50.3%	51.2%	47.2%
③必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上	90.6%	88.1%	87.8%

①メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は91.9%

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場(上記の項目のいずれかの項目を選択した事業場)の割合は91.9%となり、第14次防のアウトプット指標である80%を上回っています。

取組内容(複数回答)をみると、「相談体制の整備」が83.7%と最も多く、次いで、「医療機関等へ取り次ぐ体制の整備」が73.6%、「メンタルヘルス推進担当者を選任している」が69.7%となっています。

多くの項目で60%以上を示している中で、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づいて策定することとされている「心の健康づくり計画を策定している事業場」の割合については37.4%にとどまっています。

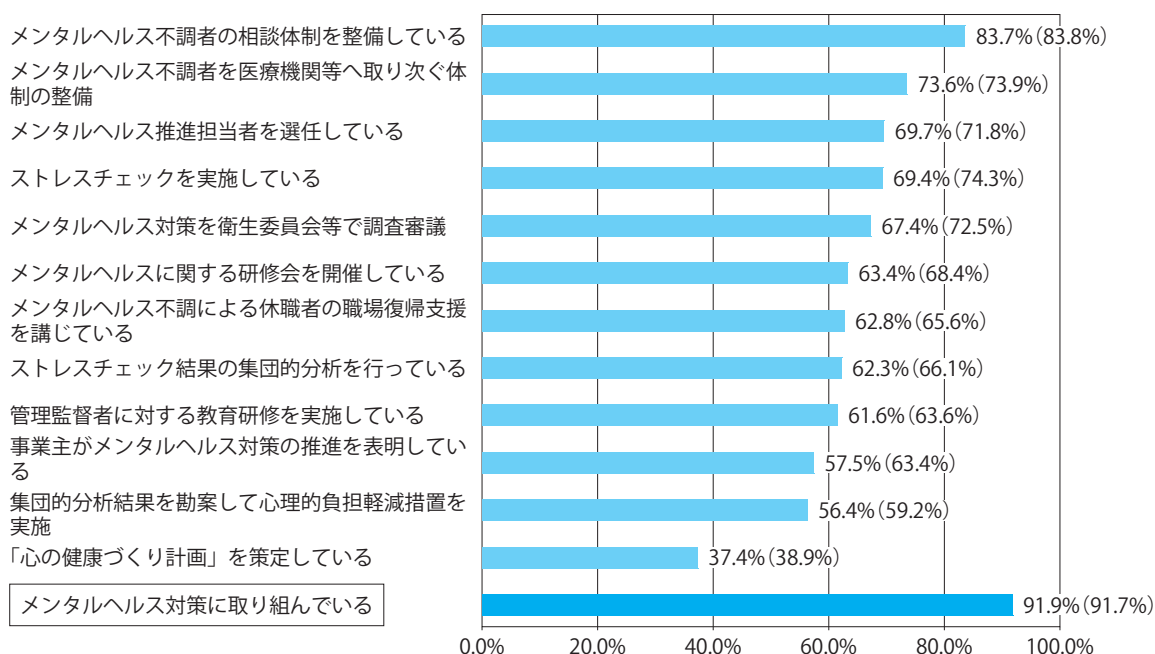


図1 メンタルヘルス対策に関する取組状況

* ()内の数値は令和6年度の結果の数値

②50人未満の小規模事業場においてストレスチェックを実施している事業場の割合は50.3%

「ストレスチェックを実施している事業場の割合」は全体で69.4%、そのうち「50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合」は50.3%であり、第14次防のアウトプット指標である50%を上回っています。

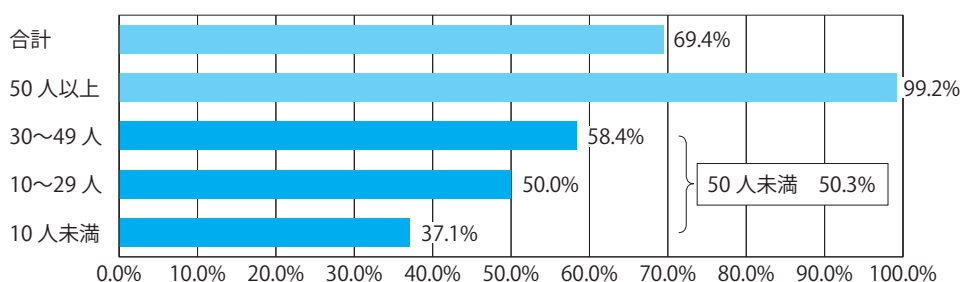


図2 ストレスチェックを実施している事業場の割合

③必要な産業保健サービスの提供を行っている事業場の割合は90.6%

必要な産業保健サービスを提供している事業場(上記の4項目のいずれかの項目を選択した事業場)の割合は90.6%であり、第14次防のアウトプット指標である80%を上回っています。

取組内容(複数回答)をみると、「健康診断結果に基づく保健指導を実施している」が77.9%と最も多く、次いで、「健康に関する教育を実施している」70.1%、「治療と仕事の両立支援に取り組んでいる」52.5%でした。

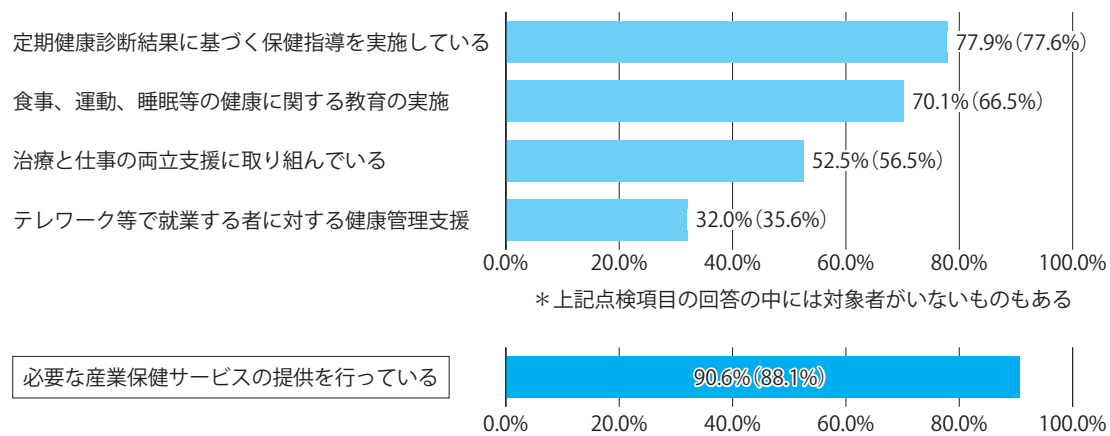


図3 産業保健サービスに関する取組状況

* ()内の数値は令和6年度の結果の数値

今後の取り組み

東京労働局では、労働災害防止や労働者の健康確保対策を推進するため、2023年度を初年度とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、5年間にわたる重点取組事項を定めています。今回の自主点検の結果、「労働者の健康確保対策の推進」に関するアウトプット指標はすべて達成されましたが、さらなる向上を目指し、以下の取組を進めてまいります。

- 改正労働安全衛生法(令和7年5月14日公布)により、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化(公布後3年以内に施行)されることから、集団指導や個別指導など、あらゆる機会を活用し、すべての事業場でストレスチェック制度が導入されるよう必要な支援を行います。
- メンタルヘルス対策を進めるためには、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組が重要であることから、引き続き集団指導・個別指導等の機会を活用し、指針の周知を図ります。特にメンタルヘルス対策においては、ストレスチェックの実施のみならず、職場環境の改善が必要であることから、ストレスチェック結果の集団分析に基づく取組を促進するため、産業保健総合支援センターによる研修・訪問支援の活用や、50人未満の事業場に対する地域産業保健センターの利用促進など、支援を継続して行います。
- 事業場における産業保健活動をより効果的に実施するため、「事業場における労働者の健康保持増進を図るための指針」に基づく取組の推進が必要であることから、集団指導・個別指導を通じて指針の周知を引き続き図ります。また、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる、中小規模事業場を中心とした産業保健活動への支援サービスについても、継続して周知してまいります。

* 調査結果の詳細については、東京労働局ホームページに掲載しております。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/event/newpage_00139.html



東京労働局 HP

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第43回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、6年目に入りました。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しずつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、後輩の「希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長



希漣さん

春です！ 春が来ました！

桃樹さん 蓮美部長！ 4月です！4月！ おお！春の到来です。桜も満開ですよ。

蓮美部長 あらあら、桃樹さん、元気いっぱいですね。

希漣さん 本当です。桃樹先輩、テンション爆上がりですよ。

桃樹さん だって、4月ですよ。桜も満開！ どこかにお花見に行きたい気分です。

蓮美部長 お花見といえば、東京労働局のある九段下の「北の丸公園」の桜は綺麗でしたね。昨日、希漣さんと東京労働局に伺った時、通りからも桜が見えたけど、凄かったわ。

希漣さん はい！「千鳥ヶ淵」の桜の枝が水面すれすれにまで伸びて、満開の桜色の花びらが素敵でした。毎年行われる「千代田のさくらまつり」も、今が盛況です。

桃樹さん えっ！ ちょっと、ちょっと待ってください。江戸城の「北の丸公園」ですよ。ね。「千鳥ヶ淵」の桜！ 聞いてないんですけど。内緒で二人でお花見して来たんですか？ プンポンです！（怒）

希漣さん 桃樹先輩、そんなに怒らないでください。東基連のある麴町の近くにも桜の綺麗な場所は幾つもありますから、帰りに観に行きましょう。

令和8年度がスタートしました

蓮美部長 そうですよ、桃樹さん、落ち着いて、落ち着いて。

そうそう、二人は読者の皆さんにお話ししたいことがあるんじゃないかな。

希漣さん はい、そうです。4月になり、令和8年度、新年度を迎えました。

桃樹さん 私もこの4月で入職6年目となり、希漣さんは2年目を迎えたところです。

読者の皆さんも、異動や転勤などがあり、初めて「会報 東基連」を読まれる方もいらっしゃると思います。

希漣さん そこで、今回はこの「会報 東基連」を発行している「公益社団法人 東京労働基準協会連合会」について紹介させて頂こうと考えているんです。桃樹先輩、そうですよね。

桃樹さん はい、私達が勤務している「公益社団法人 東京労働基準協会連合会」、略称「東基連(とうきれ

ん)」について説明します。

蓮美部長 分かりました。ただ、固い話ばかりでは読者の皆さんから読んでもらえませんよ。楽しく、理解しやすい説明をお願いします。

希漣さん そうそう！ それとお得感あふれる内容で。なんとと言ってもコスパ、コストパフォーマンスが大事です。

桃樹さん うーん、考えていた内容とちょっと違うんですけど(汗)。分かりました。頑張ります。

蓮美部長 では、桃樹さん、希漣さん、よろしく願いいたします。

東京労働基準協会連合会はこんな団体です

希漣さん 当連合会は、昭和34年に任意団体として発足し、現在は東京都知事認定の公益社団法人として活動しています。

東京都内3,600の事業場の会員により構成され、本部(千代田区)、安全衛生研修センター(江戸川区)、たま研修センター(立川市)と、都内10支部の体制で事業を展開しています。

桃樹さん 事業の目的は「労働基準法及び関係法令の普及、一般労働条件確保・改善、労働災害防止、健康保持増進を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与すること」です。

蓮美部長 桃樹さん、固い！ 堅い！ つまらない！ そんな漢字が多い説明では、誰も読んでくれませんか！

桃樹さん そんな～。

希漣さん そうですよ。もっと具体的に話してください。

桃樹さん うーん。それでは、具体的にはこんな活動をしています。

東京労働局や労働基準監督署と共催で、「産業安全衛生大会」、「産業保健フォーラム」、「私の労働安全衛生宣言コンクール」、「安全週間説明会」、「労働衛生週間説明会」などを行っています。

蓮美部長 それはそうなんだけど、もっと会員の方が喜んでいるようなことをお話しして欲しいんだけど。そう、希漣さん、会員の方のメリットを説明してもらえますか。

東京労働基準協会連合会の会員メリット！

希漣さん はい。まずは講習会、セミナー等を会員価格で受講できることです。

労働安全衛生関係では、技能講習や特別教育など40種類以上の講習等を年間400回を超える回数を行っています。年間の受講者は2万人以上ですが、この講習会に会員価格の料金で受講できます。多くの社員さんの資格取得を考えておられる企業さんには、とてもお得になります。



桃樹さん 法改正などに関する労務人事関係のセミナー等も多く開催しています。このセミナーも会員価格で参加できますから、これも大事なポイントになりますね。

蓮美部長 他にはありませんか。

希漣さん はい！ 東基連には常設の研修会場が3か所あります。そのうち、次の2か所で研修会場の教室を貸し会議室に提供しています。

地下鉄有楽町線：麴町駅とJR中央線・総武線：四ツ谷駅が最寄り駅になる「中労基協ビル」(千代田区)。JR中央線等：立川駅が最寄り駅の「たま研修センター」(立川市)です。

桃樹さん この会議室は、会議や講習会・セミナー等に使えますが、会員の方は会員価格で利用できます。

貸し会議室を利用される常連の会社・団体の担当の方は、「貸し会議室の会員価格と一般価格の差で、東基連さんの年会費は簡単にペイできるので、とてもお得！」とこっそり教えてくれました。

異業種団体や行政機関との交流、会報の発行も

蓮美部長 その他にはどんなメリットがありますか？

桃樹さん 本部や10の支部では、それぞれ総会終了後に懇親会を行っています。

希漣さん 毎年1月には、10支部それぞれが賀詞交歓会も行っていきますよね。

桃樹さん そうです。ここで、会員同士の懇談も行われ、まさに異業種交流会のようです。東京労働局や労働基準監督署の幹部職員も出席されますので、忌憚りの無い意見交換の場でもあります。

蓮美部長 よく分かりました。でも、一番、大切なことを忘れていませんか。

希漣さん あっ、会報ですね。「会報 東基連」です。

桃樹さん そうそう！ 今、皆さんが読んでおられる「会報 東基連」。労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関連法法令の改正などについて、迅速に詳しくお知らせしています。

また、東京労働局の労働基準部、雇用環境・均等部、労働保険徴収部の各課から、時機に合った詳細な行政の動きを広報して頂いています。

希漣さん 桃樹先輩の名前を冠したこの「労務・安全衛生深掘り探訪記」も人気ですよ。

桃樹さん わお！ 照れちゃう！

希漣さん その他、会員の方限定で、労働基準行政OBによる労働基準法・労災保険法等の無料労働相談も行っていきます。事前予約制ですから、一度ご連絡ください。

桃樹さん 東基連は労働保険事務組合でもありますから、加入して頂いて「特別加入」もできます。

健康・安全・快適な職場づくりをめざして、企業の持続的発展をサポートします

蓮美部長 はい、お二人とも分かりやすい説明でした。ありがとうございました。

この4月に新しく異動等をされて、この「会報 東基連」の読者になられた方々にも東基連のことが良く理解してもらえたと思うわ。

桃樹さん 蓮美部長、東基連のキャッチコピーに「健康・安全・快適な職場づくりをめざして 企業の持続的発展をサポートします」とありますよね。

私はまだ入職6年目ですが、本当にそうだな～と感ずることがあります。

蓮美部長 どんな場面で感ずましたか。

桃樹さん 例えば、様々な照会や質問、相談が寄せられますが、担当した先輩方が懸命にお答えしている姿を見た時など、ああ、大切なことだな～と思います。

希漣さん 私は、厚生労働省からの受託事業「外国人労働者安全衛生管理関係事業」です。先輩方が多くの企業を訪れ、外国人労働者に関する様々な好事例に当たり、文献等を確認し、「やさしい日本語」などを含め、総合的・体系的なテキストを完成。それを基に全国各地でセミナーを開催する姿を見て、凄と思いました。

蓮美部長 令和7年度は外国人労働者の災害防止に繋がる「イラスト」「注意喚起文」も作成しましたね。

桃樹さん 外国人労働者安全衛生管理セミナーは、もう数年にわたり開催して来ましたが、令和7年度だけで全国12カ所、600人を超える方に参加して頂きました。

幾つもの地方労働局から「講習会を企画するので、講師で来て欲しい」というリクエストも頂いています。

蓮美部長 それ以外にも、多くの業務があります。まさに労働者の健康・安全・快適職場づくりから来る企業の発展を支えて行きましょね。

桃樹さん・希漣さん はい、分かりました。頑張ります。

桃樹さん 読者の皆さん、今月は新年度のスタートに当たり、「東基連」を紹介させて頂きました。最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。令和8年度もよろしくお願ひ致します。





さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和8年4月～令和8年5月)

◆産業保健研修◆

産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒 102-0075 東京都千代田区三番町
6-14 日本生命三番町ビル 3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月23日(木) 14:00～16:00	web 研修会 メンタルヘルス対策と心の健康づくり計画作成のポイント 職場や業務に対して悩みやストレスを抱える社会人は、近年増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の取り組みは、事業場にとって喫緊の課題の一つと言っても過言ではありません。 そこで、厚生労働省では、メンタルヘルス基本方針として、事業場に対して「心の健康づくり計画」の策定を指示しています。 当研修では、その「心の健康づくり計画」の策定方法、ポイント等を解説します。	本山社会保険 労務士/行政書士 事務所所長 特定社会保険 労務士・行政書士・ 公認心理師 本山 恭子	70
4月24日(金) 14:00～16:00	web 研修会 職場のメンタルヘルス対策としてのハラスメント対策 職場のハラスメントは従業員の心身の健康被害のみならず貴重な人材の損失、職場秩序の乱れや企業の社会的評価等にも大きな悪影響を与えかねない重大な組織リスクといえます。 職場で問題となるハラスメントの基礎および行為者の責任と企業の法的リスクについて理解し、安心して働き続けることのできる職場環境をつくるポイントと対応すべき組織体制について学びます。	産業カウンセラー 森井 梢江	70
5月15日(金) 14:00～16:00	web 研修会 事例から学ぶ産業保健スタッフが知っておきたい職場のメンタルヘルス対策の秘訣⑥～小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル編～ 産業保健スタッフ等(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 講師がこれまで実際に見聞きしてきた職場のメンタルヘルス対策・ストレスチェック制度の失敗事例、成功事例を中心に、困難を乗り越えてうまく軌道にのせていくための秘訣をお伝えします。 今回は、2月25日に公開された「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」の内容に沿って、労働者50人未満の事業場でのストレスチェック実施の準備、実施、高ストレス者への医師の面談指導などにおけるポイントや留意点などについて、事例とともに分かりやすく解説いたします。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	70

会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
4月9日(木) 14:00～16:00	<p>労働安全衛生管理基礎講座① 労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。</p> <p>本講座ではテキストに当センター発行「令和7年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。</p> <p>また労働衛生に関する最新の動向もご紹介いたします。</p> <p>今回はその1回目で、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説します。</p> <p>2回目(5月21日予定)は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等</p> <p>3回目(6月18日予定)は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等</p> <p>4回目(7月10日予定)は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。</p> <p>本講座は令和7年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和7年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。</p> <p>なお、「令和7年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。</p>	中山 篤	55
4月15日(水) 14:00～16:00	<p>実践的なメンタルヘルス不調者の職場復帰支援～発達障害とリワーク～ 厚生労働省の令和4年調査によると、発達障害の推定数は約87万人(大人と子ども計)。昨今では成人の受診や大人の発達障害(ADHD、ASD等)への関心が高まっています。呼称も「障害」から「症」へと変更へ、転換期を迎えています。成人の場合、就職や職場で「時間管理が上手くできない」「人との関係を築くのが苦手」「仕事のミスが多い」など、生きづらさを感じ、受診するケースで、休職に至る例もあります。</p> <p>今回、リワークの活用での職場復帰支援、その時をチャンスとして受け入れる職場、周囲の理解に繋げ、できる能力を伸ばし、力が発揮できる職場環境づくりを共に考えていきましょう。「合理的配慮」が機能し、誰もが安心して働ける場となりますよう、一緒に学びを深めていきましょう。</p>	労働者健康安全機構産業保健アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
4月17日(金) 14:00～16:00	<p>セルフケア支援にまつわるエトセトラ～実践とセルフケア支援のツボとコツとを結ぶ～ セルフケアやセルフケア支援について、普段なにげなく言っていること、行っていることはどういったことなのか、どのようにしていくのが良いのかなどを、あらためてふりかえり考えていきます。両立支援におけるかかわり方にも通じる内容となっております。</p>	松島 尚子	25
4月20日(月) 14:00～16:00	<p>無理なくできる！高齢労働者のためのからだづくり講習会 ～令和7年労働安全衛生法改正・高齢労働者の安全確保に～ 令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢労働者の安全確保は事業者の努力義務として明確化され、転倒災害など年齢特性に応じた対策の重要性が高まっています。</p> <p>年齢を重ねると、筋力やバランス能力が低下し、「転倒」やケガのリスクが増加します。これらは日常の「動きのクセ」や「身体の使い方」、さらには心身の緊張が影響しています。</p> <p>本講習会では、年齢に関係なく誰でも無理なくできる簡単な実技を中心に、職場でも続けられる方法を紹介いたします。日頃の疲れやストレス軽減にも役立つ内容です。</p> <p>普段着で参加でき、事業場の安全教育や健康づくり施策として導入しやすい内容です。</p> <p>高齢労働者の安全確保と健康維持の取り組みなどとして、ぜひご活用ください。</p> <p>◆重要◆ 体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください</p>	中災防安全衛生エキスパート スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子	25
4月22日(水) 14:00～16:00	<p>高齢者の安全衛生対策の進め方～努力義務化とフレイル、ロコモ～ 休業4日以上の死傷者数のうち50歳以上の高齢者が半数以上を占めており、定期健康診断における有所見率は高齢になると高くなっています。また、筋力等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、フレイル、ロコモティブシンドローム(ロコモ)予防を意識した健康づくり活動が重要視されてきています。</p> <p>厚生労働省は、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表していましたが、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、高齢者の安全衛生対策は事業者の努力義務とされ(令和8年4月施行)、ガイドラインの内容は同法に基づく指針とされることになりました。</p> <p>これらの要点と留意事項を説明します。</p>	荒川 輝雄	55
5月12日(火) 14:00～16:00	<p>元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動～対応事例～ 大手印刷会社で20年以上メンタルヘルス対策に携わった経験を基に、元気な職場づくりにつなげるメンタルヘルス活動の一例を紹介いたします。そして、メンタルヘルス活動に携わっている担当者にとってメンタル不調者の休職中の対応から復職支援について、対応事例によるグループワークから対応方法を共有していただきます。</p> <p>また、ストレスによる腰痛、頭痛を予防する簡単にできる運動方法(骨ストレッチ)も紹介します。</p>	中災防安全衛生エキスパート スポーツケア整体研究所(株) 小沼 博子	55
5月14日(木) 14:00～16:00	<p>ストレスチェック制度の効果的な活用 ～セルフケア、集団分析を利用した職場環境改善への取組みについて 年1度のストレスチェックの実施をしても、その結果を十分に活用できていないのではないかと、お悩みではないでしょうか？</p> <p>メンタルヘルス対策は第14次労働災害防止計画の重点対策とされており、ストレスチェックの集団分析を用いた職場環境の改善に取組むことが望まれています。</p> <p>今回は、その取組みに一步踏み出すときに参考となるような具体的なお話をさせていただきます。</p> <p>また、個人が結果を活用できるよう、労働者のセルフケア能力をサポートすることについてもお話しをしていきたいと思います。</p>	社会保険労務士 産業カウンセラー 紺野 由美子	55

研修日時	研修テーマ	講師	定員
5月19日(火) 14:00～16:00	ウェルビーイングとサステナブル・キャリア ～ミドル・シニア支援において産業保健スタッフに求められる新たな役割～ 人生100年時代、ミドル・シニア世代の活性化は個人・組織双方の重要課題です。本研修では「ウェルビーイング」と、近年注目の「サステナブル・キャリア(持続可能なキャリア)」について理解を深めます。健康(Health)、幸福(Happiness)、生産性(Productivity)を維持向上し、豊かな職業人生を歩むために、人と組織は何をすべきか。メンタル・キャリア・ライフを統合した支援のあり方を、事例検討や自身の振り返りワークを通じて深掘りします。産業保健スタッフや人事の担当が、安全配慮の枠を超えて現場で果たすべき「新たな役割」を検討するプログラムです。	廣川 進	30
5月20日(水) 14:00～16:00	職場で信頼される産業看護職になろう！ ～ストレスチェックの機会をもっと活用するには？～ 「ストレスチェックは毎年実施しているが上手く活用できていない」、「だんだんマンネリ化しているように感じる」等のお悩みはありませんか？ 職場のメンタルヘルス対策は、どの企業でも最重要課題になっていると思います。せっかく毎年実施しているストレスチェックの機会の活用の仕方、もっと上手く活用するための工夫について、この機会と一緒に考えてみませんか？ 産業看護職としての特性・専門性を活かしたかわり方についても、話し合うことができればと思います。 ◆注意◆ この研修に参加できるのは、「産業看護職(保健師・看護師)」のみです。 ◆お願い◆ テーマに関して産業看護職として日頃感じていらっしゃる「疑問・質問」をお寄せください。参加申込後、当センターから「5月20日研修 疑問・質問依頼」メールをお送りいたしますので、そちらへご入力ください。	錦戸 典子	24
5月21日(木) 14:00～16:00	労働安全衛生管理基礎講座② 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。 本講座ではテキストに当センター発行「令和7年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。 また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。 今回はその2回目です。 1回目(4月9日)で、労働安全衛生法とは？その中には何が書かれているのか？など労働安全衛生法及び関係する諸規則等の全般について解説しましたが、今回は、安全衛生管理体制、健康診断等健康管理等について解説します。 3回目(6月18日予定)は、心と身体の健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等 4回目(7月10日予定)は、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)を予定しています。 本講座は令和7年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和7年以降に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。 なお、「令和7年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。	中山 篤	55
5月26日(火) 14:00～16:00	過労死等の労災認定基準と認定状況について 労災保険制度は、仕事や通勤で怪我をしたり、病気になった場合等に必要な保険給付を行い、社会復帰を促し、被災者や遺族の援護を行うとともに、職場の安全や健康を確保するなどの役割を担っています。 仕事が原因の病気(業務上疾病)のうち、過労死等は増加していますので、労災認定基準や認定状況について理解を深め、過労死等の防止について考えていきましょう。	野村 みどり	55
5月28日(木) 14:00～16:00	ストレスチェック制度のいま～気づきと集団分析・職場環境改善とは～ 2015年の制度開始から10年が経過したストレスチェック制度、皆様の事業場での進捗状況や効果の実感はいかがでしょう。50人未満の事業所についても実施が義務化され、令和7年5月14日の交付から3年以内に施行となっております。 毎年、同様の質問項目に回答される中で、どのような感じでしょうか。また、高ストレス者への面接指導、限られた時間内での関わりですが、実践しているいま、「個人の気づき」を促す有意義な場であると実感しております。一方で、集団分析職場環境改善の課題も多く、活用方法が今後の発展に寄与するものだと思います。 皆様とご一緒に、様々な視点のご意見が出し合えるといいですね。どうぞ宜しくお願い！	労働者健康安全機構産業保健アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
5月29日(金) 14:00～16:00	労働安全衛生法の基礎(前半) 法令に基づき事業場において安全衛生管理を適正に行うため、法令の読み方、法令用語、留意事項等、主に労働衛生分野について、5月と6月の2回に分けて学びます。 前半(5月29日)は法令の読み方など基礎的な事項について、後半(6月29日)は前半のおさらい、健康診断等の主要事項の法令、最近の法令改正の概要などを学びます。 前半・後半の両方受講が必須ではなく、いずれか一方のみの受講でも構いません。 なお、「令和7年度版労働衛生のハンドブック」をお持ちの方はご持参ください(お持ちでない方は当日差上げます)。	西村 知行	55

女性活躍推進セミナー 2025 開催

第1部 共育(トモイク)プロジェクト

～職場も家庭も、脱ワンオペ。「共に育てる」に取り組める社会へ～

第2部 「制度」だけでは意味がない！男性育休を活用する「実務」と「戦略」

「女性活躍推進セミナー 2025」(後援：東京労働局/東京都)を令和8年2月13日(金)、日比谷コンベンションホールにて開催、企業の経営者や人事担当者など約90名の方が参加しました。

本セミナーは女性活躍推進法施行に伴い、女性管理職の割合を引き上げる活躍推進、育児・介護等の法改正ポイントや事例、最新情報の提供を目的に中央労働基準協会支部において定期的に開催しているセミナーです。

冒頭、古賀常務理事(中央支部事務局長)は、「本日のセミナーに参加された皆様方が所属に戻られ、誰もが働きやすい職場環境、そして社会を作っていく一助となることを願います。」と挨拶しました。

第1部では、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課企画官の川瀬健太氏が登壇し、令和7年度より本格始動した「共育(トモイク)プロジェクト」について解説しました。同プロジェクトは、男性の育児休業取得促進を図りながら長時間労働の是正等に取り組み、職場も家庭も脱ワンオペを図ることによって家庭だけでなく職場、ひいては社会全体で共に子育てすることを目的としています。

講演では、男性の育児休業取得率が近年大きく上昇し、令和6年度には40.5%に達した一方で、取得期間は短期に集中している点が課題として示されました。女性の育休取得期間の多くは10～12カ月に対し、男性の取得期間は延びてきているものの2週間未満も多く、育児への本格的な関与につながりにくい実態があること、また、共働き世帯における家事・育児時間の男女差は依然として大きく、女性が男性の約3倍の時間を費やしていることが紹介されました。

さらに、男性の家事・育児参加時間が長い家庭ほど、妻の継続就業率が高いというデータにも触れ、家庭内の役割分担が個人のキャリア形成だけでなく、企業の人材確保や社会全体の労働力維持にも関連している点、共育プロジェクトでは、こうした課題に対し、家庭内の家事育児負担を可視化し最適な分担を見つけるための「トモイクシート」の提供や、企業版両親学級の取組促進など企業を起点とした意識改革を進めていく方針を示されました。

第2部では、産婦人科医・産業医であり、共育プロジェクト推進委員を務める平野翔大氏が登壇し、「制度だけでは進まない男性育休」をテーマに、歴史的背景を踏まえつつ、企業実務と人材戦略に直結する講演が行われました。

まず、1991年に成立した育児休業法以前の「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の考え方に触れ、企業経営陣と現在の新卒世代とでは、育ってき



川瀬健太氏



平野翔大氏

た家庭環境が大きく異なる点に着目する必要があると述べました。経営陣世代の多くは、父親が長時間働き、母親が育児を担う家庭環境で育ってきたのに対し、若年層は共働き家庭やワーママ世代(※)を日常的に見て育っています。そのため若年層にとって、仕事と育児の両立は「特別な配慮」ではなく、「将来を見据えた前提条件」となっており、育児や介護と仕事をどう両立できるかが、就職先選択の重要な判断軸となりつつあります。こうした価値観の変化に対応するためには、制度整備だけでなく、育児やライフイベントを前提に人材を活かす組織設計と、長時間労働を前提としない働き方への転換が不可欠であり、両立を想定していない働き方やキャリアモデルは、優秀な人材から選ばれにくくなっていると指摘しました。

平野氏は、日本の育児休業制度そのものは国際的にも高水準である一方で、取得率は低く、まさに「育休制度だけ」が先行していると指摘、育児期間(義務教育終了：約15年)は「育休取得後」の方がはるかに長く、育休取得を前提とした業務設計や、復職後も育児と仕事を両立できる働き方をどう構築するかが重要であると述べました。

さらに、育児と仕事の両立支援において重要なのは「平等」ではなく「公平」の視点であり、全員に同じ働き方や条件を求める「平等」では、育児や介護といった事情の違いを吸収できない、一人ひとりの状況に応じて働き方や支援を調整する「公平」な設計こそが、結果として組織全体の持続性と生産性を高めると指摘しました。長時間労働を前提とした職場文化そのものが、男性の育児参画を阻む大きな要因であるとし、育児支援は「福利厚生」ではなく、企業の持続的成長を支える「経営戦略」であると強調、育児と仕事の両立が可能な職場環境は、従業員のエンゲージメントや定着率の向上にも寄与し、結果として組織全体の生産性向上につながるとの見解が示されました。

その後、セミナー講師2名によるパネルディスカッションでは、講演内容をさらに深掘りした話や質問に対して分かりやすい説明があり、参加者からは、「経営層と若手・中間管理職の価値観や育児(家事)に対する感覚のギャップを減らすことも大切」「産業医からの見解で産後うつの対策等を行政からの支援に関連づけて知りたい」「制度や義務化として行政の立場から中小の社長に働きかけて欲しい」等、多くの感想をいただきました。



パネルディスカッション

今回のセミナーを通じて、育児と仕事の両立は個人や家庭の問題にとどまらず、企業経営や社会構造全体に関わる重要なテーマであることが改めて共有されました。制度整備、意識改革、働き方改革を一体的に進めることの重要性を改めて確認する機会となったと思います。

(※)ワーママ：子育てをしながら働く母親、ワーキング・マザーの日本語の略語。

令和7年度「東基連 労務・安全衛生 連続セミナー」を終えて

(公社)東京労働基準協会連合会

昨年の5月に『行政運営方針』を読み解く」から始まったセミナーも本年2月の「化学物質の自律的管理(実務)入門」をもって終了いたしました。7テーマ、17回のセミナーには合計555名の皆様にご参加いただきました。改めて心より御礼申し上げます。

東基連本部、各支部ともに会員の方々の退会が続き、会員の減少に歯止めがかからない状況となっています。「基準行政とのパイプ役」「身近な相談相手」を標榜する当連合会としては忸怩たるものがあり、会員の皆様をはじめとして会社の労務管理あるいは安全衛生を担当される皆様に、何か役に立つ情報をお届けしたいとの思いからこのセミナーを企画いたしました。

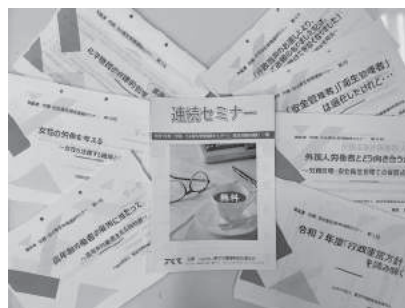
セミナーのテーマに沿って内容を吟味し、資料を推敲する過程では、スポットを当てる人物に生起する出来事を可能な限り広くすくいあげ、それらの出来事にどのような政策が提示されているかを紹介する方法をとりました。高齢者を巡っては、65歳までの雇用確保措置が義務付けられました(所掌は職業安定部職業対策課)が、これに伴って単年度契約の嘱託職員(非正規雇用)が増え、無期雇用への転換の対応(所掌は労働基準部監督課)が課題となります。加えて再雇用に伴って処遇の見直しは避けられず、正規職員との処遇格差について「同一労働同一賃金」の観点からも検討しなければなりません(所掌は雇用環境均等部指導課)。高年齢者の増加に伴っては「転倒災害」をはじめとして労働災害が増加しておりエイジフレンドリーガイドラインに沿った対策(所掌は労働基準部安全課)が求められ、一方「がん」の好発年齢にあることから、「がん」をはじめとする病気の治療と職業生活の両立(所掌は労働基準部健康課)にも目配りが必要です。シニア世代の親御さんは後期高齢世代となり介護の問題も生じ、育児・介護休業法(所掌は雇用環境均等部指導課)を活かして離職を防ぐことも必要な措置になるでしょう。それぞれが重要な課題であるものの行政の窓口は異なっており、必要な情報や知識を一つ所では得られないのが現状です。翻って企業においても人事・労務部門がすべてを掌握しているとは限らず、福利厚生担当であったり安全衛生担当など所掌が分かれていることもあるでしょう。それぞれの担当が個々の社員を取り巻く様々な課題を俯瞰し、相互に協力することができれば、会社に対する信頼が増し、安全・安心な社会生活を継続することができると思うところです。

セミナーでは毎回アンケートをお願いしていましたが、一つのテーマに幅広い視点で問題を掘り下げていて大変参考になりました、とのご意見をいただくこともたびたびあり、企画した甲斐も感じ、また資料作成の励みにもなりました。貴重なご意見をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

令和8年度につきましては、現在、テーマや講師を調整しており、間もなくお知らせする予定です。講師も層を厚くし、昨年度と類似のテーマであっても切り口を変えてお話しすることを予定しています。

昨年度に引き続き、多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

(令和7年度講師 滝澤 成)



(公社)東京労働基準協会連合会 多摩地区支部共催

エックス線装置及びガンマ線照射装置 取扱業務特別教育の開催について

令和8年4月から、エックス線装置及びガンマ線照射装置を取り扱う業務には特別教育の受講が必要となります。

これまで「透過写真の撮影の業務」に限定されていた特別教育の対象範囲が、法令の改正により拡大されたことによるものです。(労働安全衛生規則第36条第1項第28号及び電離放射線障害防止規則第52条の5)

注 「装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、X線又はγ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型装置)の使用については特別教育の対象から除外されています。」



当連合会では、[東基連たま研修センター](#)で、以下の日程で開催します。

開催日時及び開催場所等(終了時間は目安となります)

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育

開催日時	開催場所	所在地	時間
5月27日(水)	たま研修センター	立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階	9:00~16:20
1. 講習時間 9:00~16:20 (8:50~オリエンテーション)受付開始は8:30から			
2. 講習会場 東基連たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)			
3. 講習科目 エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程に定められた科目 (学科6時間 免除科目はありません)			

講習料金

会員区分	受講料(資料代を含む、消費税込み)	(うち消費税額)
(公社)東基連会員	11,000円	1,000円
上記以外	14,300円	1,300円

申込方法については、立川・八王子・青梅・三鷹各支部のHPでご確認ください

申込先:(公社)東基連 青梅労働基準協会支部(FAX:042-512-5473)

〒190-0012 立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階

メール oume-roukikyoshibu@toukiren.or.jp

東基連たま研修センター
JR立川駅北口から徒歩約7分
いちご立川ビル2階



休憩室

BREAK  TIME

江戸巡礼古道・5

秩父札所巡り、2日目の途中は5番札所「語歌堂」からです。4番札所から案内標識に従ってキャノン電子の敷地を左手に見て進んで行くと、やがて右手方向に5番札所の仁王門と観音堂が見えて来ます。ご本尊は准胝観世音菩薩、周囲には塀もなく道路右手に仁王門と観音堂が立っています。参拝後は5番札所の納経寺である長興寺に向かいます。長興寺からの参道を巡礼道へ戻る途中に6番札所への案内の標識があり標識に従い左手に曲がり6番札所に向かいます。この道は本来巡礼道ではないのですが田園風景の中を気持ちよく歩ける道となっています。やがて道は町民グラウンドにぶつかり、右手に折れ本来の巡礼道である通称「ヨコッピキ」と呼ばれる横瀬川岸の道を歩いて6番札所、7番札所に向かうのですが、ここを左手に折れ坂道を上ると「寺坂棚田」に出ます。この棚田のあぜ道を横切り、反対側の坂を下ると「ヨコッピキ」から来る巡礼道に合流します。

「ヨコッピキ」を通る本来の巡礼道を歩き、途中、左手に寺坂棚田への出入口を過ぎたあたりに旧6番札所がありました。旧6番札所(名称は『荻野堂』)は1760年に焼失して当時の別当寺「ト雲寺」に移転されました。ですから、6番札所「ト雲寺」は別名「荻野堂」とも言われます。ご本尊は聖観世音菩薩、道筋順に7番、6番と逆打ちすることになりますが6番札所と7番札所は歩いて10分程度しか離れていませんので、札所順に参拝するのも大きな手間ではありません。ここでは6番を先にして巡礼道に戻ると途中左手方向に8番札所への

巡礼道がありますが、そのまま7番札所「法長寺」へ道に戻ります。7番札所のご本尊は十一面観世音菩薩、本堂は「平賀源内」の設計と言われ、中々立派な本堂です。

7番札所からは観音堂脇にある石段を降りて対面にある坂道を道なりに下り寺久保地藏尊を右手に見て、国道に出ます。武光橋を渡り、国道をすぐ左手に曲がりそのまま進むと左手方向からくる6番札所から8番札所に向かう巡礼道に合流し、通称「けんむし坂」と呼ばれる坂に出ます。どちらの札所を先にしても「けんむし坂」で合流するのです。この坂を上がり、武甲神社里宮を過ぎて左手方向に坂を上ると8番札所「西善寺」に着きます。ご本尊は十一面観世音菩薩、庭はそう大きくはありませんが天然記念物である樹齢500年を超える「コミネカエデ」が見事です。また、この札所には嫁と姑の関係が円満になるような独特な念仏唄が伝わり盛んであったということです。

8番札所を後にして9番札所「明智寺」へ向かいます。9番札所のご本尊は如意輪観世音菩薩、安産子育ての観音様として有名ですが、盲目の母の開眼を願って母と子が観音堂で一心に読経したところ母の眼が開き、それを知った領主が山号を「明星山」としたという縁起があります。

9番札所から10番札所へ向かう途中、国道299号を渡り国道沿いに横瀬小学校の校庭脇を歩くのですが、以前には横瀬小学校の校庭内に「薬師堂」があり、国道に面した塀の扉を開けて参拝できるようになっていました。札所巡りの際はいつも参拝していたのですが、校庭等の改修工事のため近隣の寺院に移築されてしまったとのことで残念です。

巡礼2日目はここで終了、3日目は、横瀬駅から横瀬小学校に出て10番札所へ向かいます。

よせばいいのに

行政の窓から

その539

令和8年度の「賃上げ」に向けて

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

東京労働局では令和8年度も中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた環境づくりを支援するため、「賃上げ」支援助成金パッケージをはじめ、各種施策により東京の賃上げを積極的に支援してまいります！
※本記載は令和8年度当初予算案によるものであるため、変更場合があります。

令和8年度「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上(設備・人への投資等)への支援
<ul style="list-style-type: none">・業務改善助成金 最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
<p>拡充 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化(R 8.9.1~)、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充</p>
<ul style="list-style-type: none">・働き方改革推進支援助成金 労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
<p>拡充 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充</p>
<ul style="list-style-type: none">・人材開発支援助成金(人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスティング支援コース) 職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
<p>拡充 事業展開等リスティング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成(中小企業のみ対象)</p>
<ul style="list-style-type: none">・人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) 雇用管理改善につながる制度等(賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等)を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

拡充 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善
<ul style="list-style-type: none">・キャリアアップ助成金(正社員化コース・賃金規定等改定コース)
①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合(正社員化コース)、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合(賃金規定等改定コース)に助成
<p>拡充 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設</p>

より高い処遇への労働移動等への支援
<ul style="list-style-type: none">・早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース) 事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成
<ul style="list-style-type: none">・早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース) 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成
<p>拡充 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施</p>
<ul style="list-style-type: none">・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) 在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成

詳細は「賃上げ支援助成金パッケージ」で検索を！

[賃上げ支援助成金パッケージ](#) [検索](#)

賃上げや助成金のご相談は…

〈厚生労働省委託事業〉

東京働き方改革推進支援センター

電話 0120-232-865 (平日9:00~17:00)

メール tokyo@workstylerreform.net



産業用ロボットと接触して 頭部を負傷

業 種 非鉄金属製造業

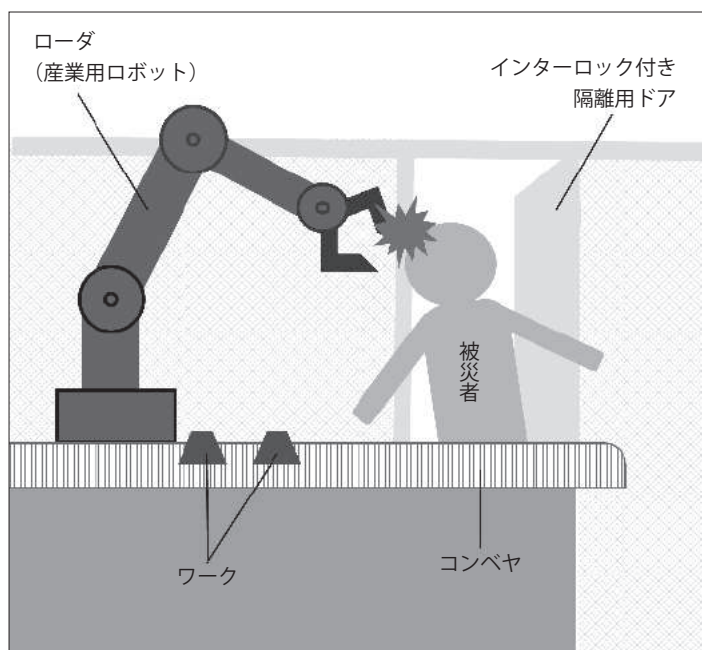
職 種 製造ライン監視員

災害発生状況

工作機械等に使用されるアルミ鋳造品を製造する事業場において、被災者は前工程からコンベヤで4つずつ搬送されるワーク（製造過程の鋳造品）を、ローダと呼ばれる装置のクランプで1つずつ把持し、次工程へ移送する製造ラインの管理業務を担当していた。ローダは、ワークを把持した上で、装置のシリンダが上下・前後・左右に移動することによって把持物を移送する機械装置であり、産業用ロボットに該当するものである。当該製造ラインのうち、ローダの可動範囲は人が立ち入れないよう隔離フェンスで囲われ、教示・点検等でローダへの接近が必要な場合は隔離フェンスのドア（インターロック機能付き）からフェンス内に立ち入ることができる。

労働災害発生当日、被災者は製造ラインの監視中にローダの動作に不自然な点を認め、隣のラインを担当する同僚に相談した。しかし原因が特定できなかったため、被災者は隔離フェンスのドアを開け、ローダの動作が停止したものと誤認したまま不具合箇所を確認しようとローダの可動範囲へ立ち入ったところ、ローダが突然作動して、クランプに被災者の頭部が接触した。

被災時、ローダは電源スイッチが切られておらず、自動運転モードのままであった上に、隔離フェンスのドアに設置されたインターロック機能は正常に作動しなかった。本件事業場では、作業開始前点検でクランプの動作確認等のローダ本体に係る点検は実施していたものの、非常停止装置（インターロック機能）の機能点検は怠り、さらに産業用ロボットを用いた作業に係るリスクアセスメントも実施していなかった。なお、被災者及び同僚は産業用ロボットに係る特別教育を受講していた。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害発生原因

- 1 ロードの電源スイッチを切らず自動運転状態のまま、ロードの可動範囲へ立ち入ったこと。
- 2 隔離フェンスのドアに設置されたインターロック機能が作動しなかったこと。また、インターロック機能の点検を怠り、不具合を事前に把握できなかったこと。
- 3 産業用ロボットを用いた作業に係るリスクアセスメントを実施せず、当該作業に係る危険性への認識が欠けていたこと。また、特別教育を受けていたにもかかわらず、異常時の立入禁止等の作業ルールが徹底されていなかったこと。

災害防止対策

- 1 異常時の確認作業等は必ず電源を遮断し、ロードが完全に停止した状態で実施すること。また、インターロック機能の故障時はロード本体が作動しない機構を検討すること。併せて、電源スイッチの施錠や作業中表示を行い、第三者による誤起動を防止すること。
- 2 作業開始前点検は産業用ロボット本体に係る点検のみならず、インターロック機能等の非常停止装置の機能点検も含めて実施すること。
- 3 産業用ロボットを用いた作業に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を基に作業規程を整備し、当該規程に則って作業させること。併せて、定期的に安全作業に係るルール確認を行う等、安全教育を徹底すること。

令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 35 人

前年同期 33 人

●令和 7 年 死亡災害発生状況(8 年 2 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	3	1	2
建設業	16	11	5
土木工事業	5	2	3
建築工事業	8	6	2
木造家屋建築工事業	1	0	1
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	2	0	2
商業	2	2	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	2	1	1
社会福祉施設	2	1	1
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	4	-4
ビルメン業	0	2	-2
その他の三次産業	5	7	-2
金融業	0	0	0
警備業	1	5	-4
その他(一次産業) ^(注4)	0	2	-2
全産業合計	35	33	2

(注1)左段は令和 8 年 2 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 7 年 死傷災害発生状況(8 年 2 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	609	617	-1.3
建設業	978	1,014	-3.6
土木工事業	175	159	10.1
建築工事業	596	675	-11.7
木造家屋建築工事業	58	42	38.1
その他の建設業	207	180	15.0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,046	1,052	-0.6
ハイヤー・タクシー業	356	403	-11.7
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	425	398	6.8
商業	2,091	2,070	1.0
小売業	1,501	1,552	-3.3
保健衛生業	1,567	1,569	-0.1
社会福祉施設	1,165	1,221	-4.6
接客娯楽業	1,077	1,098	-1.9
飲食店	835	844	-1.1
清掃と畜業	872	995	-12.4
ビルメン業	597	637	-6.3
その他の三次産業	1,754	1,863	-5.9
金融業	100	128	-21.9
警備業	368	359	2.5
その他(一次産業) ^(注4)	59	89	-33.7
全産業合計	10,834	11,168	-3.0

(注1)左段は令和 8 年 2 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 8 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

7 人

前年同期

7 人

●令和 8 年 死亡災害発生状況(2 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	1	1
建設業	2	2	0
土木工事業	0	0	0
建築工事業	2	2	0
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	0	1	-1
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	0	0
ビルメンテナンス業	0	0	0
廃棄物処理業 ^(注4)	0	0	0
その他の三次産業	2	1	1
警備業	0	0	0
その他 ^(注5)	0	0	0
全産業合計	7	7	0

(注 1) 左段は本年 2 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

●令和 8 年 死傷災害発生状況(2 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	60	52	15.4
建設業	96	85	12.9
土木工事業	15	15	0.0
建築工事業	51	48	6.3
木造家屋建築工事業	3	1	200.0
その他の建設業	30	22	36.4
陸上貨物運送事業 ^(注3)	109	100	9.0
ハイヤー・タクシー業	23	38	-39.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	41	39	5.1
商業	192	134	43.3
小売業	135	101	33.7
保健衛生業	114	102	11.8
社会福祉施設	92	78	17.9
接客娯楽業	93	81	14.8
飲食店	62	56	10.7
清掃と畜業	96	68	41.2
ビルメンテナンス業	69	48	43.8
廃棄物処理業 ^(注4)	23	16	43.8
その他の三次産業	137	135	1.5
警備業	40	41	-2.4
その他 ^(注5)	10	2	400.0
全産業合計	971	836	16.1

(注 1) 左段は本年 2 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上の災害(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

講習会名	申込受付	科目	4月	5月	6月	7月	
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日		25(月)~28(木)		13(月)~16(木)
		中央支部	学科 3日				27(月)~29(水)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日		25(月)~27(水)		13(月)~15(水)
		中央支部	学科 2日				27(月)~28(火)
	衛生管理者 (特例)	センター	学科 2日		27(水)~28(木)		15(水)~16(木)
		中央支部	学科 1日				29(水)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日				30(木)~31(金)	
X線	センター	学科 2日			22(月)~23(火)		

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - ②安全衛生推進者養成講習は王子工業会館が会場となります。
 - ③その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、

「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。

- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

舞台は整っていた。「童謡ふるさと館」(群馬県みどり市)前庭の大きな枝垂れ桜は満開。風に揺れる桜色の花びらを透かして見える青空と白い雲。飛花落花の中、枝垂れ桜の下は豪華な花卉の絨毯。そこに据えられたテーブルには、ユニフォーム姿の笑顔の女性が五人。そして、中央には車椅子の高齢の女性が。

楽しそうに歓談していた彼女らは、高齢の女性に向かうと声を合わせて歌いだした。「♪Happy birthday to you, Happy birthday to you, Happy birthday dear, YOSHIKO, Happy birthday to you♪」。「よしこさん! 93歳の誕生日、おめでとう!」。桜色に染まる舞台で演じられた、介護施設職員による心尽くしのお祝いの会。笑顔満開のおばあちゃん。偶々居合わせた私達。たった二人の観客だったが、心からの拍手を送った。

先月の3日、「TOKYO 介護施設 SAFE 協議会」が開催された。東京労働局・健康課は「介護施設の労働災害防止」について現状等の報告を。更に、14次防でも目標が設定されている腰痛予防対策「ノーリフトケア」* について、有識者から講演が行われた。

その中で、「看護や介護に関わる人の腰痛を職業病としてあきらめない」との言葉が心に残った。「医療や介護の顧客は、国民全体である」とも。労働基準行政は「(介護施設)職員の幸せのための安全アクション」を打ち出している。この取り組みは、職員のみならず国民全体の幸せに繋がろう。

この4月、もう一度「童謡ふるさと館」の咲き誇る枝垂れ桜を訪ねてみよう。職員と利用者による、桜色に染まる舞台が繰り広げられているかもしれない。多くの施設で懸命に介護に携わる職員の方々。深い敬意を捧げ、何らかの形で関わりを持ち続ける私でありたい。

(小太郎)No. 51

*【ノーリフトケア】介護を行う際に介助者の力だけで被介護者を「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護方法。リフトの利用などの機械化、スライディングシートなどの移乗用具の活用など、介助者と被介護者双方の安全と負担軽減を図るケア。

講習会名	申込受付	科目	4月	5月	6月	7月		
安全衛生推進者	センター	学科	2日	27(月)~28(火)	11(月)~12(火)	22(月)~23(火)	15(水)~16(木)	
	中央・足立荒川	学科	2日			15(月)~16(火)		
	たま研修センタ	学科	2日	21(木)~22(金)				
	上野・王子・足立荒川	学科	2日					
衛生推進者	センター	学科	1日	16(木)	28(木)	18(木)	13(月)	
	中央・足立荒川	学科	1日			11(木)		
	たま研修センタ	学科	1日		13(水)		27(月)	
安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	13(月)~14(火)	7(木)~8(金)	1(月)~2(火)	23(木)~24(金)	
	中央・足立荒川	学科	2日		21(木)~22(金)		6(月)~7(火)	
	たま研修センタ	学科	1,2日	3(金)				
	上野・王子・足立荒川	学科	2日					
特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科	1日	15(水)	21(木)	19(金)	27(月)
		たま研修センタ	実技	1日				
	研削といし(機械研削)	たま研修センタ	学科	1日		25(月)		
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ	学科	1日				
		(日野羽村)						
	アーク溶接	センター	学科	2日	22(水)~23(木)	27(水)~28(木)	24(水)~25(木)	21(火)~22(水)
			実技	1日	24(金)	29(金)	26(金)	23(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科	2日	20(月)~21(火)	18(月)~19(火)	15(月)~16(火)	1(水)~2(木)
		たま研修センタ	学科	2日				6(月)~7(火)
	低圧電気	センター	学科	1日	6(月)	11(月)	8(月)	6(月)
			実技	1日	7(火)/8(水)/9(木)	12(火)/13(水)/14(木)	9(火)/10(水)/11(木)	7(火)/8(水)/9(木)
	たま研修センタ	学科	1日					
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	13(月)		1(月)	
粉じん	センター	学科	1日		20(水)			
	たま研修センタ	学科	1日					
テールゲートリフター	センター	学科	1日		20(水)			
ダイオキシン	センター	学科	1日			1(月)		
フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技	1日			17(水)		
化学物質管理者(準・1日)	センター	学科	1日		21(木)	29(月)	17(金)	
	中央支部	学科	1日		19(火)		14(火)	
	たま研修センタ	学科	1日		26(火)		22(水)	
化学物質管理者(専門的)	センター	学科	2日	22(水)~23(木)				
保護具着用管理責任者	センター	学科	1日	15(水)	20(水)	17(水)	23(木)	
	中央支部	学科・実技	1日				15(水)	
	たま研修センタ		1日	16(木)			23(木)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科	1日					
衛生管理者能力向上	センター	学科	2日					
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日	8(水)/13(月)/14(火)/15(水)				
	たま研修センタ	学科	半日	2(木)/9(木)				
	上野・王子・足立荒川	学科	半日	6(月)/9(木)				
	亀戸・江戸川	学科	1日	船堀 7(火) 亀戸 9(木)				
職長教育	センター	学科	2日			18(木)~19(金)	29(水)~30(木)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科	2日			18(木)~19(金)		
職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科	1日					
振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科	4H		20(水)			
KYT 研修	センター	学科	1日	6(月)	19(火)	8(月)		
	たま研修センタ	学科・実技	1日				1(水)	
	上野・王子・足立荒川	学科	1日		20(水)			
	亀戸・江戸川	学科	半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日			8(月)/19(金)/24(水)		
	たま研修センタ	学科	半日	23(木)	18(月)	15(月)		
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日			実施予定		

法定講習会等開催予定 (2026年4月～7月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回りの案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2026年3月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	4月	5月	6月	7月	
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	18(月)～19(火)			
		試験	1日	29(金)			
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	6(月)～7(火)	22(月)～23(火)		
		実技	1日	8(水)／9(木)／10(金)	24(水)／25(木)／26(金)		
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	7(木)～8(金)		6(月)～7(火)	
		実技	1日	11(月)／12(火)／13(水)		8(水)／9(木)／10(金)	
ガス溶接	センター	学科	1日	20(月)	15(月)	15(水)	
		実技	1日	21(火)	26(火)	16(火)	
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	1(水)	19(火)	2(火) 29(月)	
		実技	平日	2(木)3(金)6(月)	20(水)～22(金)	3(水)～5(金) 30(火)7(水)2(木)	28(火)
		実技	3日			6(土)7(日)13(土)	29(水)～31(金)
	たま研修センタ	学科	1日		14(木)	2(木)	
	実技(日野羽村)	3日		17(日)24(日)31(日)		5(日)12(日)19(日)	
	たま研修センタ	学科	1日		14(木)		
実技(日野日野)	3日		17(日)24(日)31(日)				
フォークリフト(35時間)	たま研修センタ	学科	1.5日				
	実技(日野羽村)	3日					
	たま研修センタ	学科	1.5日				
実技(日野日野)	3日						
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	14(木)		13(月)	
		実技	1日	15(金)／18(月)／19(火)		14(火)／15(水)／16(木)	
玉掛け	センター	学科	2日	13(月)～14(火)	21(木)～22(金)	15(月)～16(火)	
		実技	1日	15(水)／16(木)／17(金)	25(月)／26(火)／27(水)	17(水)／18(木)／19(金)	
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日		2(火)～3(水)		
	実技(日野羽村)	1日			7(日)／14(日)		
	たま研修センタ	学科	2日		4(木)～5(金)		
	実技(日野日野)	1日			7(日)／14(日)		
クレーン特別・実技(希望者)	たま研修センタ	実技	1日		21(日)又は28(日)		
実技(日野日野)							
木工機械	センター	学科	2日				
プレス機械	センター	学科	2日				
	たま研修センタ	学科	2日				
乾燥設備	センター	学科	2日	25(月)～26(火)		1(水)～2(木)	
	たま研修センタ	学科	2日				
はい作業	センター	学科	2日	22(水)～23(木)	22(月)～23(火)		
	たま研修センタ	学科	2日			15(水)～16(木)	
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	1(水)～2(木)	18(月)～19(火)	2(火)～3(水)	
			2日	16(木)～17(金)		24(水)～25(木)	
			2日	30(木)～5/1(金)			
中央支部	学科	2日		14(木)～15(金)			
たま研修センタ	学科	2日			9(木)～10(金)		
鉛	センター	学科	2日	15(水)～16(木)	17(水)～18(木)		
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	12(火)～13(水)	9(火)～10(水)	
		実技	1日	9(木)／10(金)	14(木)／15(金)	11(木)／12(金)	
	中央支部	学科	2日	22(水)～23(木)			
		実技	1日	24(金)			
	たま研修センタ	学科	2日				
		実技	1日				
有機溶剤	センター	学科	2日	13(月)～14(火)	7(木)～8(金)	4(木)～5(金)	
			2日	27(月)～28(火)	25(月)～26(火)	15(月)～16(火)	
	たま研修センタ	学科	2日			29(月)～30(火)	
					8(月)～9(火)		
石綿	センター	学科	2日	1(水)～2(木)	21(木)～22(金)	4(木)～5(金)	
			2日	20(月)～21(火)		24(水)～25(木)	
	中央支部	学科	2日			2(木)～3(金)	
たま研修センタ	学科	2日	13(月)～14(火)		25(木)～26(金)		
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	22(金)			

技能講習